

福山市地域包括支援センター野上運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人辰川会が福山市の委託により運営する福山市地域包括支援センター野上（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な支援を包括的に行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、介護・福祉行政の一翼を担う公益性、地域の特性や実情を踏まえた地域性及び専門職種間の協働性の基本的視点に立脚した事業運営を行う。

第3条 事業所の職員は、高齢者の自立支援・権利擁護、地域住民のプライバシーの保護を行い、様々な社会資源を活用し、高齢者に対して包括的・継続的な支援を行う。

第4条 事業所の職員は、業務上知り得た地域住民の個人情報については、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しない。

第5条 事業所の職員は、あらかじめ説明し同意を得られた場合には、他事業所等との連絡調整その他の必要最低限の範囲で、同意した者の個人情報を使用する。

(事業所の名称等)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福山市地域包括支援センター野上
- (2) 所在地 広島県福山市野上町二丁目5番9号

(職員の職種及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者/社会福祉士 1名
 - (2) 社会福祉士又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者 1名以上
 - (3) 保健師又は地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師 1名以上
 - (4) 主任介護支援専門員 1名以上
 - (5) 介護支援専門員 1名以上
 - (6) 事務員 1名
- 2 管理者は、事業所の職務を統括し、事業所の職務の管理・指導を行う。
 - 3 主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師、地域ケアに経験のある看護師は包括的・継続的な地域支援サービスを提供する。
 - 4 介護支援専門員は、介護予防プランに関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日～1月3日）及び祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の内容)

第9条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 地域の総合的、重層的なサービスネットワークの構築
- (2) 高齢者の相談受付や訪問による実態把握により、必要なサービスへの紹介
- (3) 虐待防止など的高齢者の権利擁護

- (4) 多様な社会資源を活用した包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築支援
- (5) 介護予防事業、新予防給付におけるケアマネジメント
- (6) 申請の代行業務
- (7) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (8) 他の指定介護予防支援事業所との連絡調整
- (9) その他の介護予防支援業務

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする（無料）。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の地域は、南小学校学区、霞小学校学区、光小学校学区とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業者は、地域包括支援センター運営協議会の議を経た介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所に対し、指定介護予防支援の一部を委託することができるものとする。

附 則

この規程の一部変更は令和5年7月29日から施行する。

個人情報保護方針

福山市地域包括支援センター野上

福山市地域包括支援センター野上では、個人情報を取り扱う事業者としての責務を自覚し、関係法規等を遵守すると共に、社会的倫理に基づき個人情報を保護いたします。

個人情報とは

個人に関する情報で、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報はもちろん、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わないものです。

個人情報の収集について

福山市地域包括支援センター野上での個人情報の収集は、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントという地域包括支援センターとしての4つの業務を行う上で、必要とされるものについて行います。

業務上、地域の方々の様々な情報を知り得ることになりますが、それらの個人情報を収集する場合には、必ず本人の同意を得てから行います。

個人情報の利用について

福山市地域包括支援センター野上では、個人情報の利用については、前記した4つの業務の遂行範囲内で行います。

個人情報の開示について

福山市地域包括支援センター野上では、法令等の規定に基づく場合を除いて、本人の同意なく第三者に対し個人情報を開示することはいたしません。

守秘義務について

地域包括支援センター職員には、介護保険法第115条で守秘義務が規定されています。

【条文】介護保険法第115条の39第5項
地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その職員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

個人情報の管理について

福山市地域包括支援センター野上では、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、不正アクセス等を防ぐために、個人情報に関する安全管理措置を講じています。また、職員及び関係者とも個人情報の適切な保護が確保されるよう啓発し、個人情報保護の意識を徹底いたします。

また、皆様が自己の個人情報について開示、訂正、利用停止等を希望される場合、個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合には、管理者が適切かつ速やかに対応いたします。